

3月～5月は滞納整理強化月間です

町税・県税の納め忘れはございませんか？

問 税務課 ☎(57) 4 1 2 4・4 1 4 4

当町を含めた県内全ての市町と栃木県では、3月から5月を「滞納整理強化月間」と定め滞納税の徴収強化に取り組めます。

当町では、催告書の送付、電話による催告、

滞納者宅への臨戸訪問、悪質な滞納者に対する預貯金、給与、生命保険、不動産等の差押えの強化など滞納の解消に向けた取り組みをおこなっています。

滞納処分の流れ

滞納発生

督促・催告

財産調査(搜索)

財産差押え

換価(公売)
強制取立て



◎納税が困難な人は早めに相談を！

失業・事業の不振、病気や家庭の事情など、いろいろな問題で納期限内に納めることが困難な場合は、早めにご連絡下さい。

◎滞納処分とは

税金を納付できるにもかかわらず納付しない滞納者に対して、最終的には法律に基づいた自力執行権により、財産を差押えて強制的に徴収することをいいます。納期限内に納付されない場合、督促状を送付して納めていただくよう督促します。

下水道事業

受益者の名義変更について

問 上下水道課 ☎(57) 4 1 4 7

受益者負担金を分割で納付中の方で、土地の売買、相続、使用賃借などにより受益者が変更になった場合は新受益者の承諾のもとに「公共下水道事業受益者変更申告書」の提出が必要となります。

※自動的に権利変更とはなりませんので売買・相続等により、納入者(受益者)を変更する場合は、必ず担当までご連絡ください。

下水道事業受益者負担金の徴収猶予を受けている方へ

問 上下水道課 ☎(57) 4 1 4 7

耕作中の農地や山林であることなどを理由に受益者負担金の徴収猶予を受けている土地が宅地化された場合には、届け出が必要となります。その場合は、徴収猶予が取り消され、負担金を納めていただくこととなりますので該当する場合は、ご連絡ください。

町道の交通規制

問 都市整備課 ☎(57) 4 1 5 5

小山市主催による「第9回おやま思川ざくらマラソン大会」の開催に伴い交通規制を行います。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力お願いします。

日 4月9日(日)

9時30分～12時

交通規制 車両通行止め

所 左図のとおり

